特別養護老人ホームにおける
プライバシー保護のための改修支援のご提案

自分が入りたいと思える施設をつくりたい。他施設と差別化を図りたい。
そんな事業者様を応援します。

多くの高齢者介護施設が整備された現在、今後は厳しい時代になる事が予想されます。特に、「権利者意識が高い。」団塊の世代が後期高齢者になる時代に移行した場合、住環境を含め様々な課題が出てくるような気がします。その為には、より良い住環境で質を重視し、「顧客満足度」をあげる事が重要ではないかと思います。わたしたちはそんなニーズにこたえるために幾つか提案したいと思います。

補助金を受ける対象事業

◇特別養護老人ホームの多床室における居住環境の質向上を目的とした、プライバシー保護のための改修費用
◇本年度からショートステイの多床室も対象

補助単価

約７３.４万円／床　　**例：多床室４人の場合　（７３.４万×４人＝２９３．６万／一部屋）**
◇４人部屋で約 290 万円の補助が受けられます。仮に、多床室が 20 室ある場合、**約 5,870 万円**の補助が受けれます。

留意事項

①個人の居住空間の確立を前提としているため、他者の視線等を遮断しなければなりません。したがって、家具やカーテンで間仕切ることは認められず、壁や建具の設置が義務づけられています。
②補助を受けるため、工事会社との特命契約は出来ません。設計事務所等の第三者を立てた指名競争入札等が必要です。
③改修工事中は利用者が居住したまま、時に移動させながら順繰りに工事をしなければなりません。経験ある設計者が監修をしなければ、施設内が混乱し工事中のトラブルにつながりかねません。

見積参考例（４人部屋）＊ある程度の部屋数がある場合

工事内容：**居住スペース間仕切工事**及び**その他工事**（壁内装工事・天井内装工事・居室入口建具新設工事・照明器具等設置工事）

仮設工事	1 式	380,000－
木造作工事	1 式	790,000－
木製建具工事	1 式	500,000－
内装工事	1 式	270,000－
電気・機械設備工事	1 式	230,000－
解体撤去工事	1 式	220,000－
諸経費	1 式	250,000－
総合計		2,640,000－（税抜）

＊間仕切り壁は家具メーカー等では高額になるため一切使用しません。すべて手作りで行います。

助成をうけるためのポイント

＊居住スペース内における間仕切り設置以外のその他工事でも、理由が認められれば助成対象内となります。

①既存照明だけでは居住スペースに充分な光が届かない場合、照明器具のやり替えも補助対象内
②上記工事に伴い既存天井に不備が生じた場合、天井仕上げの内装工事も補助対象内
③間仕切り壁設置に従い壁仕上げに支障が出る場合は、壁仕上げの内装工事も補助対象内
④間仕切り壁により居室入口建具を変える必要があるときは、居室建具新設工事も補助対象内


間仕切り設置だけでなく、居室全体のコーディネートをお手伝いします

株式会社　剱持建築設計事務所　　代表取締役　剱持泰典

設立年月日　平成３年２月２日
本社所在地　岡山県岡山市西古松 1-12-32
東京事務所　東京都品川区南大井 5-11-211
HomePage　http://www.kenmotsu.com

資格　一級建築士・設備一級建築士
活動　「認知症の人と家族の会」に参加
ＮＰＯ法人ライフサポート理事
岡山県地域密着型サービス前外部評価員



わたしたちは、木材をふんだんに使用して暖かい空間を実現してきました。その結果多くの利用者家族から喜んでいただいています。
これまでに手掛けた居室内改修と付随した改修の実例をお見せします。



簡易間仕切の設置

プライバシー改修





簡易間仕切の設置

プライバシー改修





居室建具の取替え

プライバシー改修





集約型トイレを分散型へ

付随改修





集約型浴室を分散型へ

付随改修



推薦

彼とは、『老健協・介護オンブズパーソン委員』で出会って以来２５年の付き合いをしています。
当時から介護施設の設計に対して、熱心に取り組んでいましたが、今になってもぶれることなく
頑張っておられます。「わたしも彼の作った施設に入りたい。」と思います。これからも応援します。



「認知症の人と家族の会」　岡山支部　前代表　妻井 令三 氏